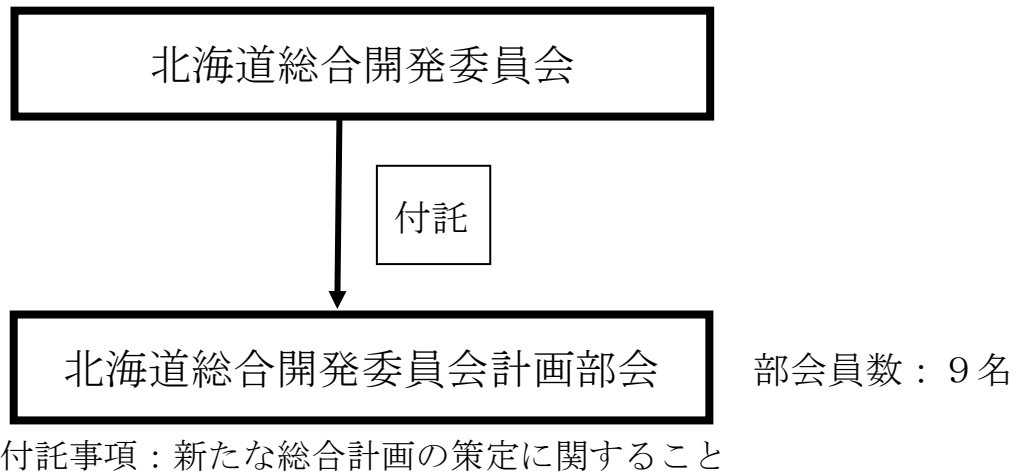


北海道総合開発委員会 審議体制（案）



<参考>

北海道総合開発委員会条例（抜粋）

（設置）

第1条 北海道の有する豊かな資源を有効に利用し、及び開発して産業を振興するとともに、生活、文化等に関する施策を推進し、もって道民福祉の向上を図る見地から、北海道に関する総合的な計画を作成し推進するため、知事の附属機関として、北海道総合開発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（専門部会）

第6条 委員会に委員会の決定により専門部会を置くことができる。

北海道総合開発委員会条例施行規則（抜粋）

（会議の招集）

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（議事）

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第5条 専門部会は、委員長が指名する委員、臨時委員、顧問及び参与をもって組織する。

- 2 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び委員会から付託された事項について、調査審議する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第2条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と読み替えるものとする。